

# 三鷹市公共施設等に関する防犯上のガイドライン

## 第1 通則

### 1 目的

このガイドラインは、三鷹市生活安全条例（平成14年三鷹市条例第29号）第3条第2項の規定に基づき定めるガイドラインのうち、市が管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその業務を委託するものを含むものとする。）不特定の者が利用する、通学路等、道路等及び学校等を除く。以下「公共施設等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準及び市民等の安全を確保するため、地域住民、道路等利用者、事業者、土地所有者、市等の関係行政機関すべての関係者（以下「すべての関係者」という。）が協働して講ずべき管理対策等を定めることにより、防犯性の高い公共施設等の環境整備を促進することを目的とする。

### 2 基本的な考え方

#### （1）ガイドラインの対象

このガイドラインは、市の公共施設等を対象とする。

#### （2）配慮すべき事項

このガイドラインは、公共施設等の防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項を示すものである。

#### （3）施策の推進

このガイドラインに基づく施策の推進に当たっては、公共施設等における犯罪の発生状況、市民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い公共施設等から順次整備を図るよう努めるものとする。

#### （4）適用除外

このガイドラインは、関係法令等との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除くものとする。

#### （5）防犯カメラの設置及び運用

このガイドラインにおける防犯カメラの運用にあたっては、三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を遵守するものとする。

#### （6）ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 具体的方策等

### 1 正当な理由なく公共施設等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく公共施設等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、市民及び施設利用者への危害を未然に防ぐため、次のような対策を実施する。

- (1) 出入口の限定
- (2) 不審者の立ち入りを禁止する旨の立て札、看板等が掲出され、防犯ベル、緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備
- (3) 不審者が公共施設等に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における職員の連携に基づく施設内での監視・侵入阻止・排除体制の確立、施設利用者への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立
- (4) 公共施設等の内外における施設利用者及び市民の安全確保について、警察署及び消防署の協力の下での、職員等による防犯訓練、応急手当の訓練等の実施及び安全管理を徹底するための職員等に対する指導・研修・訓練の実施
- (5) 公共施設等の近隣において、施設利用者、市民に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の警察・消防署等への通報体制の確立
- (6) 公共施設等における閉館後の安全対策の整備

## **2 施設・設備の点検整備**

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の市民に対する危害を防止するため、次のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 公共施設等の出入口等の施錠設備
- (2) 死角の原因となる障害物
- (3) 防犯ベル、緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備

## **3 安全安心・市民協働パトロール（注１）との連携**

### **（１）協力体制の確立**

すべての関係者が協働して安全安心・市民協働パトロールを実施し、公共施設等における市民等の安全の確保のための協力体制を確立する。

#### **（注１）安全安心・市民協働パトロール**

市民、事業者、行政等すべての関係者が相互に連携して幅広く地域安全パトロールを実施する体制を構築することにより、犯罪発生を抑止に取り組む活動を総称して「安全安心・市民協働パトロール」と呼ぶ。